

広島県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年三月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松田歯科医院	三原市本郷南六―二三―三二	平成二十九年一月六日
門田薬局	尾道市門田町一―四一	平成二十九年一月一日
オリーブ薬局	東広島市西条栄町一〇―三〇	平成二十八年二月一日
コスモ薬局	安芸高田市吉田町吉田三六二七	平成二十九年一月二日